

議案第12号

養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止  
する条例の制定について

養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止する条例を  
次のように定める。

平成31年 2月26日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止  
する条例

養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例（平成16年養父市  
条例第190号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

